

納付金納付規定

納付金とは、選考料、入学金、授業料、施設費のことを言う。

前提		選考料	入学金	授業料	教材費 施設費 その他	手続き	退学届
入国前	在留資格申請を提出後にキャンセルの場合	必須	不要	不要	不要		退学意思表示の説明文を提出が必要 経費支弁者同意が必要
	在留資格交付後にすぐにキャンセルの場合	必須	必須	不要	不要	在留資格認定証明書、入学許可書などの学校から郵送したすべての書類を返却	
	現地で査証申請せずにキャンセルの場合	必須	必須	不要	不要	在留資格認定証明書、入学許可書などの学校から郵送したすべての書類を返却	
	現地で査証申請許可後入国前にキャンセルの場合	必須	必須	不要	不要	旅券に添付された査証取消印のあるページを提出	
	現地で査証申請不許可の場合	必須	必須	不要	不要	① 査証不許可の証明できるもののコピーを提出 ② 学校から郵送したすべての書類を返却	

「注意事項」

- 1.納付金を納付した後キャンセルする場合、必須以外の納付金を返還する。
- 2.返還する時、事務手数料として 30,000 円(税別)を控除する。
- 3.返還の際発生する手数料は受取人の負担となる。

納付金返還規定

納付金とは、選考料、入学金、授業料、施設費のことを言う。

前提		選考料	入学金	授業料	教材費 施設費 その他	手続き	退学届
入国後	入学日の前に キャンセルの場合	返還しない	返還しない	① 入学後1年未満の場合はいかなる理由があっても返還しない。 ② 退学日に記載された「退学日」を含む学期分を除き、残りの学期の授業料分の半額を返還する。 ③ 退学手続き完了後を返還する	① 帰国チケットコピーを提出 ② 帰国後失効在留カードのコピーを提出	① 進学先入学許可書、又は学生証コピーなどを提出 ② 就職先の内定通知書、会社謄本のコピー提出。 ③ 在留資格変更完了確認後返還手続きをする。	退学意思表示の説明文提出が必要 経費支弁者同意が必要
	帰国の場合	返還しない	返還しない				
	進学の場合	返還しない	返還しない				
	在留資格変更の場合	返還しない	返還しない				

「注意事項」

- 1.上記に関する返還は、事務手数料として 30,000 円(税別)を控除する。
- 2.返還の際発生する手数料は受取人の負担となる。
- 3.上記の「学期」は半年を意味し、3月31日・9月30日を締切日とする。
- 4.出席率不良によって、退学、除籍処分となった者は返還しない。
- 5.法令または学則に違反し、退学、除籍処分、強制送還となった者は返還しない。
- 6.入国遅れの者には返還しない。
- 7.納付金は所定の期日までに支払ってください。所定の期日までに支払わない場合は受講を認めません。
- 8.地震や台風などの自然災害、感染症の拡大、戦争などの人的災害による授業を中止する場合は返還しない。
- 9.返還にはすべて上記の手続きを確認次第 30 日以内にします。

寮費返還規定

前提		入寮費	寮費	敷金	布団代	手続き	退寮届
在留資格認定証明書交付後入国前	現地で査証申請せずにキャンセルの場合	返還しない	返還する	返還する	返還する	在留資格認定証明書、入学許可書などの学校から郵送したすべての書類を返却	退寮意思表示の説明文を提出
	現地で査証申請許可後、入国前にキャンセルの場合		返還する (1ヶ月分の家賃は控除する)	返還しない	返還しない	旅券に添付された査証に取消印のあるページ	
	現地で査証申請不許可の場合		返還する	返還する	返還する	査証不許可の証明できる書類のコピーを提出	
入国後	① 入学後入寮 6 ヶ月未満の場合はいかなる理由があっても返還しない ② 入寮契約書に従う						

「注意事項」

1. 入寮契約書に従う。
2. 返還の際発生する手数料は受取人の負担となる。
3. 入国遅れの者には返還しない。
4. 寮費は所定の期日までに支払ってください。所定の期日までに支払わない場合は入居を認めません。
5. 地震や台風などの自然災害、感染症の拡大、戦争などの人的災害による場合は返還しない。
6. 返還にはすべて上記の手続きを確認次第 30 日以内にします。